

犯罪被害財産支給手続開始決定公告

令和 5 年 10 月 25 日

大分地方検察庁検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第 6 条第 1 項の規定により犯罪被害財産支給手続の開始を決定したので公告する。

記

1 犯罪被害財産支給手続番号 大分地方検察庁 令和 5 年第 1 号

2 犯罪被害財産支給手続開始決定の年月日 令和 5 年 10 月 25 日

3 支給対象犯罪行為の範囲

(1) 支給対象犯罪行為が行われた期間

平成 22 年 5 月頃から平成 25 年 1 月下旬までの間

(2) 支給対象犯罪行為の内容

暴力団員である北野晴彦に対して金銭を供与している別府環境エンジニアリング株式会社の代表取締役が、その金銭供与の事実を殊更に隠して、代表者らが暴力団員に経済上の利益等を供与している企業等との契約を禁じている別杵速見地域広域市町村圏事務組合に対し、同社との藤ヶ谷清掃センターのごみ焼却処理施設の運転業務委託契約を締結させて、同事務組合から同委託契約に基づく業務の委託料を詐取していたところ、北野晴彦において、同委託料の中から捻出された金銭を收受した行為。

4 対象犯罪行為が支給対象犯罪行為の範囲に属するか否かについて判断の参考となるべき事項

(1) 検察官が既に把握している別府環境エンジニアリング株式会社の別杵速見地域広域市町村圏事務組合に対する藤ヶ谷清掃センターのごみ焼却処理施設運転業務の指名競争入札参加資格審査申

請

別府環境エンジニアリング株式会社作成の別杵速見地域広域市町村圏事務組合に対する指名競争入札参加資格審査申請書

- (2) 檢察官が既に把握している別府環境エンジニアリング株式会社及び別杵速見地域広域市町村圏事務組合の藤ヶ谷清掃センターのごみ焼却処理施設運転業務の委託契約
別府環境エンジニアリング株式会社及び別杵速見地域広域市町村圏事務組合作成の委託契約書
- (3) 檢察官が既に把握している別府環境エンジニアリング株式会社による別杵速見地域広域市町村圏事務組合に対する藤ヶ谷清掃センターのごみ焼却処理施設運転業務の委託料請求
別府環境エンジニアリング株式会社作成の別杵速見地域広域市町村圏事務組合に対する請求書
- (4) 檢察官が既に把握している別杵速見地域広域市町村圏事務組合による別府環境エンジニアリング株式会社に対する藤ヶ谷清掃センターのごみ焼却処理施設運転業務の委託料支払
ア 別杵速見地域広域市町村圏事務組合作成の別府環境エンジニアリング株式会社宛ての振込書
イ 別杵速見地域広域市町村圏事務組合の普通預金口座
ウ 別府環境エンジニアリング株式会社の普通預金口座
- (5) 主な犯行態様
別府環境エンジニアリング株式会社の代表取締役において、別杵速見地域広域市町村圏事務組合から同社に支払われる藤ヶ谷清掃センターのごみ焼却処理施設の運転業務委託契約に基づく委託料の中から、北野晴彦に供与する金銭を捻出することとし、代表者らが暴力団員への利益等供与を行っている企業等との契約を禁じている同事務組合に対し、暴力団員の北野晴彦に金銭を供与している事実を隠して、同社との上記委託契約を締結させて、同事務組合から委託料を詐取し

た。

北野晴彦において、上記代表取締役が別府速見地域広域市町村圏事務組合から詐取した委託料の中から捻出した現金を毎月100万円収受した。

- 5 開始決定の時における給付資金の額 金45万円
- 6 支給申請期間 令和5年10月25日から同年12月4日までの間
- 7 犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判に関する事項
 - (1) 被告人の氏名 北野 晴彦
 - (2) 裁判所名 大分地方裁判所
 - (3) 裁判年月日 平成25年8月2日
 - (4) 確定年月日 平成25年8月17日
 - (5) 没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名

(事実の要旨)

暴力団員である被告人に対して金銭を供与している別府環境エンジニアリング株式会社の代表取締役が、その金銭供与の事実を殊更に隠して、平成24年3月下旬頃、代表者らが暴力団員に経済上の利益等を供与している企業等との契約を禁じている別府速見地域広域市町村圏事務組合に対し、同社との藤ヶ谷清掃センターのごみ焼却処理施設の運転業務の委託契約を締結させて、同年5月10日から平成25年1月10日までの間に、9回にわたり、同事務組合から同委託契約に基づく業務の委託料として、現金合計1億1922万7500円を詐取し、財産上不正な利益を得る目的で詐欺の罪を犯したところ、被告人において、平成24年5月下旬から平成25年1月下旬までの間に、9回にわたり、同委託料の中から捻出された現金合計900万円を、上記詐欺の事実及びこれらの

現金が同委託料の中から捻出されたものであることを認識しながら、収受したものである。

(罪名) 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律違反

8 この公告に関する問い合わせ先（申請書の持参又は郵送による提出窓口）

〒870-8510

大分市荷揚町7番5号

大分地方検察庁 被害回復給付金事務担当 電話番号 097-534-9728

- 上記3の支給対象犯罪行為の範囲を定める処分に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に、当該処分をした検察官が所属する検察庁の長（大分地方検察庁検事正）に対して審査の申立てをすることができます（提出先は上記8のとおり）。
- 当該処分の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができますが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査の申立てがされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 支給対象犯罪行為の範囲を定める処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 当該処分の取消しの訴えは、当該処分に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、当該処分をした検察官が所属する検察庁（大分地方検察庁）の所在地を

管轄する地方裁判所に提起しなければなりません。